

一宮市情報基盤計画策定業務
プロポーザル実施要領

令和6（2024）年6月

一宮市

1 目的

一宮市では、現在運用している統合仮想化基盤について、令和 8（2026）年 3 月 31 日に契約満了を迎える予定であり、次期の基盤構築の方針について早急に検討する必要がある。

次期仮想化基盤に向けては、現状のオンプレミス型の機器更新に留まらず、クラウド型サーバーなど可用性の高い仕組みの導入を想定している。またこれに合わせて、現行ネットワークモデル（αモデル）についても、業務用端末でインターネット系クラウドサービスの利用ができる形態（βモデル、β'モデル）や、ローカルブレイクアウト等の技術を利用した形態（α'モデル）等について検討したい。

さらに、システムやネットワークのみならず、職員の利用するシンクライアント端末についても、現行環境からより安定的かつ効率性の高い仕組みへの更新を検討する必要がある。また現行のオフィスソフトについてはサポート期限等の課題があることから、インターネット系クラウドサービス等の新たな仕組みの導入を想定する必要がある。これに合わせてコミュニケーションツールやテレワーク等の仕組みや、ふるまい検知などのセキュリティ向上の仕組みも検討する必要がある。

これら情報基盤に関する様々な仕組みについて現行踏襲でなく新たな仕組みを導入することで、リモートワークやオンライン会議などの働き方改革、DX の増進につなげていきたいと考えている。

そこで本業務では、専門的知見を有した事業者による、現状の環境について調査・分析、政府の動向や最新の技術・サービスの情報を整理した上で、次期情報基盤についての全体像、それぞれの仕組みの展望を明確にした基本計画の策定を実施するものである。

2 業務の概要

（1）業務名

一宮市情報基盤計画策定業務（以下「本業務」という。）

（2）業務の内容

別添「一宮市情報基盤計画策定業務_仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（3）業務期間

契約締結日から令和 7（2025）年 3 月 31 日

（4）提案上限価格

13,992,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- （1）一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。もしくは令和 6（2024）年 6 月時点で、一宮市入札参加資格者名簿に登録される見込みがあること。
- （2）令和元（2019）年から令和 6（2024）年の間で、本業務と同様の計画策定業務、策定支援業務を都道府県、市区町村等に対して実施した実績を有すること。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開

- 始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 公告日から審査日までの間において、愛知県及び一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (6) 公告日から審査日までの間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 選定スケジュール（令和 6（2024）年）

公募開始から優先交渉権者決定までのスケジュールは次のとおりである。

月日	項目	備考
6 月 28 日(金)	プロポーザル公募 質問受付・参加申込提出 開始	
7 月 4 日(木)17 時	質問受付・参加申込書提出 締切	専用サイトから提出
7 月 10 日(水)	質問回答・提案者選定 通知 提案書受付開始	電子メールにて送付
7 月 31 日(水)17 時	提案書類一式提出 締切	専用サイトから提出
8 月 6 日(火)	提案書に関する質問 提案者送付	電子メールにて送付
8 月 9 日(金)	提案書に関する質問 回答締切	電子メールにて送付
8 月下旬	結果通知（予定）	

5 本件に関する連絡先及び書類等提出先

〒491-8501 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

一宮市役所本庁舎(5 階) 総務部情報システム課

E-mail : joho@city.ichinomiya.lg.jp 電話 : 0586-28-8670

提出用 URL : <https://logoform.jp/form/Z3LR/632969>

（一宮市情報基盤計画策定業務プロポーザル資料提出専用サイト）

※参加申込書等、質問、提案書等は、上記専用サイトから提出すること。

なお、提出フォームのアップロード上限値は 1 ファイルあたり 10MB までである。

それを超える場合は、別途送信方法について案内するため、

速やかに上記連絡先へ連絡すること。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加するものは、次のとおり提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

【様式 1】プロポーザル参加申込書

【様式2】業務実績報告書

(2) 提出方法

「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」記載の専用サイトから提出すること

(3) 参加申込書受付期限

「4 選定スケジュール」記載のとおり

(4) 提案者選定の通知

受領した書類を基に、参加資格の確認を実施し、提案者選定通知時期に各事業者へメールにて案内する（通知時期は4 選定スケジュールに記載のとおり）。

7 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

なお、質問は参加申込書を提出した事業者からのみ受付とするため、参加申込書と合わせて提出すること。

(1) 提出方法

【様式3】質問書に質問を記入し、「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」記載の専用サイトから提出すること

※質問については、提出が複数回にならないよう可能な限りまとめて提出すること。

(2) 質問受付期限

「4 選定スケジュール」記載のとおり

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問回答通知時期（通知時期は4 選定スケジュールに記載のとおり）までに提案者として選定した事業者に対しメールにて回答する。（参加申込したもの、参加資格がない等により提案者と認められなかったものには、質問回答は送付しない）

なお、提案書の書き方等の質問には答えられないので注意すること。

(4) 回答の扱い

質問への回答は、本実施要領等の追加又は訂正とみなす。

8 提案資料提出書類等

(1) 提出書類及び提出部数

提案事業者は、以下のア、イの書類を提出すること。

ア. 提案書 1部

以下の注意事項に基づき提案書を作成すること。

（注意点：書式等）

- ・提出形式は、電子データ（拡張子：PDF）とする。
- ・枚数は表紙・裏表紙等を含め15ページ（A4サイズ）以内とすること。
なお、A3サイズのページは2ページ換算する。
- ・表紙を含め各ページには、下部にページ番号を表示すること。
- ・表題は「一宮市情報基盤計画策定業務 企画提案書」とする。

(注意点：留意点)

- ・ 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。
- ・ 提案者自らが実現できる範囲内で記載すること。

イ. 【様式4】見積書 1部

提案システムの導入及び利用に関する見積書を提出すること。

(2) 提案書等資料の提出期限

「4 選定スケジュール」記載のとおり

(3) 提出方法

「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」記載の専用サイトから提出すること

※書類は全て電子データを提出すること。

※送付後、必ず提出確認の連絡（「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」の電話）を行うこと。

9 参加辞退届について

本プロポーザルへの参加を申込したが、やむを得ず辞退する場合は「提案書類一式提出 締切」の月日までに次のとおり辞退届を提出すること。

(1) 提出書類

【様式5】参加辞退届

(2) 提出方法

「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」記載の専用サイトから提出すること

※送付後、必ず提出確認の連絡（「5 本件に関する連絡先及び書類等提出先」の電話）を行うこと。

10 審査について

(1) 審査概要

審査にあたっては、一宮市情報基盤計画策定業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案書の内容（提案評価点）、提出される見積書の価格（価格評価点）の合計を総合評価とし、点数が最も高かった者を優先交渉権者とする。

総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を優先交渉権者とする。

なお、それでも決定できない場合は、選定委員会において決定する。

また、辞退者及び失格者は対象外とする。

(2) 審査方法（提案評価点）

提案評価に関する審査は、提案書による書類審査のみとする。なお、提案内容に不明な点がある場合は、提案内容について質問や不明な点がある場合は、提案者へ質問票を送付するため「4 選定スケジュール」に記載の期日までに回答すること。

提案書（提案評価点）の審査基準は以下のとおり。

評価基準	基準概要
(1)有効性	業務目的を達成するための、具体的かつ現実的なアプローチが検討されているか
(2)信頼性	業務目的を達成する上で必要な知識、スキル、経験を有しているか
(3)計画性	業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか
(4)企画性	仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか

(3) 結果通知

結果は、8月下旬頃に、提案者（辞退者を除く）すべてに電子メールで通知する。

なお、優先交渉権者の業者名及びその合計点以外は公表しないものとする。

また、審査経過や結果に対する異議は一切受けつけない。

(4) 失格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

ア 提出書類が期限までに提出されない場合

イ 提案上限価格を超過している場合

ウ 本実施要領及び仕様書等で定める事項に適合しない場合

エ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

オ 審査の透明性、公平性を害する行為があったと認められる場合

カ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

1 1 契約

優先交渉権者は一宮市との間で、契約を締結するための仕様書等の協議を速やかに行い、契約内容を確定する。ただし、協議が成立しない場合は、次順位の交渉権者と協議を行う。また、契約にあたり押印付の見積書等の提出を求めることを留意すること。

1 2 費用

本件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

1 3 その他

(1) 提案書等は、本件以外に無断で使用しない。

(2) 提案書等は、無断で公開しない。

(3) 提出書類等は、一宮市の必要な範囲において、複製を作成することがある。

- (4) 提出書類等は返却しない。
- (5) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。
- (6) 提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (7) 提案書等は、1 者につき 1 案のみとする。
- (8) 提出後の提案書等の差替え、訂正、再提出は一切認めない。
- (9) 提出書類は日本語、通貨は日本円とすること。
- (10) 辞退あるいは失格した場合でも、これを理由として不利益な取扱いを行わない。